

令和 6 年第 14 回堺市教育委員会議事録

開 催 日	令和 6 年 12 月 26 日（木曜）	
場 所	堺市役所 高層館 20 階第 1 特別会議室	
会 議 種 類	定例会	
議 案	報告第 10 号 市長からの意見聴取（令和 6 年度堺市一般会計補正予算）について 報告第 11 号 市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について 報告第 12 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 報告第 13 号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 議案第 40 号 令和 7 年度全国学力・学習状況調査の参加について 議案第 41 号 令和 7 年度小学生すくすくウォッチの参加について 議案第 42 号 令和 6 年度堺市教育委員会表彰（教育功績の部・永年勤続表彰）の被表彰者にかかる追加の決定について 議案第 43 号 管理職人事について（副校長の任用について）	
教育長の報告	①いじめ重大事態に係る調査について	
教 育 長	関百合子教育長	
出 席 委 員	豊岡敬委員 鈴木真由子委員 長田翼委員 大内秀之委員	
事務局出席者	櫻田浩樹教育次長 伊藤修士教委総務部長 森浦稔教職員人事部長 高山宗寛教職員人事課長 江川玲子生徒指導課長 品川隆一能力開発課長 森本恭明教育政策課課長補佐	富岡重幸教育監 西尾朋章教委総務課長 宇野敬子教職員企画課長 渡邊耕太学校教育部長 井村美穂教育センター所長 居谷達矢教育政策課長 楠本奈央子教育政策課企画係長
開 会 宣 言	午後 2 時 15 分	
関百合子教育長	これより、令和 6 年第 14 回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。	
森本恭明教育政策課課長補佐	報告します。 本日の会議には、新谷委員が欠席されています。 また、事務局におきましては案件に係る理事者全員が出席しています。	
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和 6 年第 13 回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。	

(日程第 1 報告第 10 号及び第 11 号は一括審議)	
【案 件】	日程第 1 報告第 10 号 市長からの意見聴取（令和 6 年度堺市一般会計補正予算）について 報告第 11 号 市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について
関百合子教育長	それでは日程に入ります。 「報告第 10 号 市長からの意見聴取（令和 6 年度堺市一般会計補正予算）について」及び 「報告第 11 号 市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について」の計 2 件を一括して審議することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、日程第 1 報告第 10 号と報告第 11 号の計 2 件を一括して議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 西尾朋章教委総務課長	報告第 10 号 市長からの意見聴取（令和 6 年度堺市一般会計補正予算）について説明します。 本件は、令和 6 年度堺市一般会計補正予算（第 5 号）について、令和 6 年第 4 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 6 年 11 月 27 日に教育長において臨時に代理しましたので報告するものです。 人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費の増として、歳出予算 17 億 4816 万 7 千円を増額補正します。補正額の内訳は、教育委員会事務局職員に係る給料、職員手当等として 1 億 3536 万 7 千円の増額、学校園の教職員に係る給料、職員手当等、共済費等として 16 億 1280 万円の増額をするものです。 説明は以上です。
【説 明】 宇野敬子教職員企画課長	報告第 11 号 市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について説明します。 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められた案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月 2 日に教育長において臨時に代理しましたので報告するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採 決】	承認

(日程第 2 報告第 12 号及び第 13 号は一括審議)	
【案 件】	日程第 2 報告第 12 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 報告第 13 号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について
関百合子教育長	次に、 「報告第 12 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」及び 「報告第 13 号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」の計 2 件を一括して審議することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、日程第 2 報告第 12 号と報告第 13 号の計 2 件を一括して議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 西尾朋章教委総務課長	報告第 12 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について説明します。 本件は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第 93 号）の一部改正を踏まえ、教育委員会が任命する会計年度任用職員の基本報酬及び期末手当の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。 なお、本件は教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月 24 日に教育長において臨時に代理しましたので、報告するものです。 改正内容は 5 点です。 1 点めは非常勤講師の時間額報酬を 2,960 円から 3,040 円に引き上げるものです。 2 点めは会計年度任用職員の期末手当について令和 6 年 12 月に支給するものの支給割合を 100 分の 122.5 から 100 分の 127.5 に引き上げるものです。 3 点めは会計年度任用職員の期末手当について令和 7 年 6 月以降に支給するものの支給割合を 100 分の 127.5 から 100 分の 125 にするものです。 4 点めはパートタイム会計年度任用職員の基本報酬を規定する別表について、職員の区分及び職務の区分を改正するものです。 5 めは規定の整備を行うものです。 施行期日は公布の日です。 ただし、1 点めに係る改正規定については、令和 7 年 1 月 1 日、3 点め及び 4 点めと 5 点めの一部に係る改正規定は令和 7 年 4 月 1 日です。2 点めに係る改正規定は令和 6 年 12 月 1 日から適用するものです。 説明は以上です。
【説 明】 宇野敬子教職員企画課長	報告第 13 号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について説明します。 本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月 20 日に教育長において臨時に代理しましたので報告するものです。なお、特定任期付職員の勤勉手当の支給等については、市長部局と進捗を揃えることから、3 月に規則改正を行う予定です。

関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採 決】	承認
(日程第 3 議案第 40 号及び議案第 41 号は一括審議)	
【案 件】	日程第 3 議案第 40 号 令和 7 年度全国学力・学習状況調査の参加について 議案第 41 号 令和 7 年度小学生すくすくウォッチの参加について
関百合子教育長	次に、 「議案第 40 号 令和 7 年度全国学力・学習状況調査の参加について」 及び 「議案第 41 号 令和 7 年度小学生すくすくウォッチの参加について」の計 2 件を一括して審議することにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、日程第 3 議案第 40 号と議案第 41 号の計 2 件を一括して議題と します。 提案理由を説明してください。
【説 明】 品川隆一能力開発 課長	議案第 40 号「令和 7 年度全国学力・学習状況調査の参加について」及び議 案第 41 号「小学生すくすくウォッチの参加について」説明します。 この度、2 つの調査について、文部科学省及び大阪府教育庁から意向調査が あり、堺市教育委員会として本調査に参加することについて、上程するもの です。 全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観 点から、小学 6 年生と中学 3 年生を対象に、全国的な児童生徒の学力や学習状 況について把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図り、検証 改善にむけた取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立す ることや、学校における児童生徒への教育指導の充実、学習状況の改善に役立 てること等を目的として、令和 7 年 4 月 17 日に悉皆調査として実施するもの です。 令和 6 年度の実施教科は、小中学校で国語、算数、数学の実施でしたが、令 和 7 年度は小中学校いずれも国語、算数、数学、理科となります。また、児童 生徒質問調査について、令和 6 年度は CBT 方式で実施しましたが、これに加え て、令和 7 年度から中学校理科においても CBT 方式での実施となります。実施 日についても CBT 方式実施の調査は文部科学省が指定した日の実施となりま す。 小学生すくすくウォッチは、小学 5、6 年生を対象に府内の子どもたちそれ ぞれが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これ からの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけ、その結果分析を基に学校教 育の改善・充実等に取り組むことを目的に、令和 7 年 4 月 16 日から 4 月 24 日 の間に悉皆調査として実施するものです。 調査内容として、5 年生は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、アンケ ート、6 年生は、教科横断型問題、アンケートで構成されます。また、アンケ ート調査については、今年度と同様、児童の負担を考慮し、また、他の調査に

	て代替できることから受検しないことと考えています。 以上の調査に参加し、調査結果のデータ等を、学校教育の改善・充実に役立てることは有意義であり、本市の教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることができることから、調査に参加したいと考えています。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
関百合子教育長	ここでお諮りします。 「議案第 42 号 令和 6 年度堺市教育委員会表彰（教育功績の部・永年勤続表彰）の被表彰者にかかる追加の決定について」は、報道発表等による公表前のため、 「議案第 43 号 管理職人事について（副校長の任用について）」は、人事に関する案件のため、 教育長の報告①「いじめ重大事態に係る調査について」は、関係児童生徒等のプライバシー保護のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
(議案第 42～43 号及び教育長の報告①は秘密会)	
【案 件】	日程第 4 議案第 42 号 令和 6 年度堺市教育委員会表彰（教育功績の部・永年勤続表彰）の被表彰者にかかる追加の決定について
関百合子教育長	それでは、日程第 4 「議案第 42 号 令和 6 年度堺市教育委員会表彰（教育功績の部・永年勤続表彰）の被表彰者にかかる追加の決定について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 居谷達矢教育政策課長	堺市教育委員会表彰について、令和 6 年第 12 回教育委員会定例会に付議した「議案第 34 号 令和 6 年度堺市教育委員会表彰（職員栄誉の部・業務功績の部・教育功績の部）の被表彰者の決定について」により決定しましたが、新たな被表彰者（教育功績の部・永年勤続表彰）の追加決定について上程するものです。
関百合子教育長	本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決

【案 件】	日程第 5 議案第 43 号 管理職人事について（副校長の任用について）
関百合子教育長	それでは、日程第 5 「議案第 43 号管理職人事について（副校長の任用について）」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 高山宗寛教職員人事課長	堺市立学校園における管理職人事について、副校長の任用に関する人事案を上程するものです。
【採 決】	可決
【教育長の報告 ①】	いじめ重大事態に係る調査について
関百合子教育長	それでは、 「教育長の報告①いじめ重大事態に係る調査について」を報告します。 堺市立学校で発生したいじめについて、いじめ重大事態と判断し、その調査主体を決定したことを報告します 詳細については、担当部長から説明します。
【説明（要旨）】 渡邊耕太学校教育部長	堺市立学校で発生したいじめについて、いじめ重大事態と判断しました。 また、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項 17 号の規定に基づき、調査主体を決定したことを報告するものです。
閉 会 宣 言	午後 2 時 51 分
関百合子教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。 これをもって、令和 6 年第 14 回教育委員会を閉会します。